

子家発 0827 第 2 号
令和 3 年 8 月 27 日

都道府県
各指定都巿児童福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公印省略)

令和 4 年 4 月以降の指導教育担当児童福祉司の任用前研修の取扱い等について

児童福祉司は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 13 条第 9 項の規定により、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならないとされているところであるが、法第 13 条第 5 項に規定する指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）については、令和元年 6 月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 46 号）（以下「改正法」という。）において、法第 13 条第 6 項に規定する任用要件の見直しが図られ、令和 4 年 4 月 1 日以降は、「児童福祉司としておおむね 5 年以上勤務した者」とする要件に加え、「厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない」とされたところである。

これを踏まえ、改正法による改正後の法第 13 条第 6 項の規定に基づく研修（以下「SV 任用前研修」という。）の取扱いについては、下記のとおりとするので、その内容について御了知いただくとともに、管内児童相談所の職員が計画的に同研修を受講できるよう対応願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 令和 4 年 4 月以降の取扱いについて

（1）現行の SV 任用後研修との関係

現行の法第 13 条第 9 項の規定に基づき指導教育担当児童福祉司が受講しなければならない研修（以下「SV 任用後研修」という。）は、指導教育担当児童福祉司として任用

された後に受講することとされているが、改正法の施行に伴い、令和4年4月1日以降に任用される指導教育担当児童福祉司については、SV任用後研修に代えて、任用前にSV任用前研修を受講する必要がある。

ただし、改正法附則により、令和3年度末までにSV任用後研修を受講した者は、改正法施行後においては、SV任用前研修の課程を修了したものとみなす旨の規定が設けられていることから、令和3年度末までにSV任用後研修を修了した者については、令和4年4月1日時点でSV任用前研修を受講したものとみなして指導教育担当児童福祉司として任用することができ、任用後に、改めて改正後の法によるSV任用前研修を受講する必要はない。

(2) 受講対象者

指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司として、指導・教育を行うに足る一定の勤務経験を有することが必要であることを踏まえ、法第13条第6項において、「児童福祉司としておおむね5年以上の者でなければならない」とされている。また、児童福祉司の大幅な増員に伴い、実務経験の浅い若手職員の割合が増加しており、指導教育担当児童福祉司の資質向上が特に重要となっている。

他方、上記(1)のとおり、改正法の施行により、研修の受講の時期が指導教育担当児童福祉司として任用される前となることから、将来の指導教育担当児童福祉司の計画的な研修受講を図るために、任用されるまでの間に、一定の研修受講が可能な期間を設けることが必要となる。

これらを踏まえ、SV任用前研修の受講対象者については、児童福祉司として3年以上勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者とする。

ただし、現に児童福祉司としての勤務経験が3年未満の者が一定数任用されていること等を考慮し、経過措置として、令和6年度末までの間のSV任用前研修については、児童福祉法の趣旨を十分に踏まえた上で、児童福祉司としての勤務経験が3年未満の者であっても、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者を受講対象とすることも差し支えない。また、令和4年4月以降に児童相談所設置市となった市又は特別区においては、児童相談所を設置した日から3年を経過するまでの間、児童福祉法の趣旨を十分に踏まえた上で、児童福祉司としての勤務経験が3年未満の者であっても、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者を受講対象とすることも差し支えない。

(3) 筆記試験の実施

指導教育担当児童福祉司として職務を行うために必要な知識を有していることを確

認するため、筆記試験（多肢選択式）の合格を研修修了の要件とし、受講者は、1回目（前期課程）の研修終了後から2回目（後期課程）の研修開始前までの間に、筆記試験を受検し、2回目（後期課程）の実施までに筆記試験に合格する必要があることとする。

筆記試験は、SV任用前研修の一環として行うものであるため、その実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とし、都道府県等は、筆記試験を適切に実施できると認める団体等に事業の一部を委託することができるものとする。

なお、令和4年度における筆記試験の実施に当たっては、都道府県等の主な委託先である子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかし、特別区職員研修所（以下「各研修機関」という。）と調整し、オンラインによる研修ツールを活用して実施する予定としている。

（筆記試験の概要）

- ・ 筆記試験は多肢選択式とし、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律及び関係通知（児童相談所運営指針、子ども虐待対応の手引き、一時保護ガイドライン等）等を参考として、SV任用前研修の講義の科目の範囲を踏まえ、指導教育担当児童福祉司として職務を行うために最低限必要な知識に関する問題を出題する。
- ・ 不合格であった場合でも複数回の受検ができることとする。

（4）スーパーバイズの実施等

現行のSV任用後研修においても、1回目（前期課程）の研修と2回目（後期課程）の研修の間には、OJTを実施することを求めているところであるが、指導教育担当児童福祉司として必要となる指導・教育（以下「スーパーバイズ」という。）の技術を身につけるためには、実際に児童福祉司に対してスーパーバイズを実践し、さらに、その実践に対して、指導教育担当児童福祉司を育成する立場にある指導的職員（以下「指導的職員」という。）がスーパーバイズを行うこと（以下「メタスーパーバイズ」という。）が重要である。

このため、SV任用前研修については、「実習」として、受講者がスーパーバイズを実践し、その実践に対してメタスーパーバイズを受けた上で、2回目（後期課程）の演習において、実習を行った受講者に対する集中的なスーパービジョンの実施を行うこととする。

実習を含めたスーパーバイズの実施等に関する基本的な考え方は以下のとおりであるが、その他具体的な内容や方法については、都道府県等や各児童相談所の実情に応じて柔軟に取り組まれたい。

① 児童相談所における実習の実施

各児童相談所は、(i)受講者のスーパーバイズの対象となる担当の児童福祉司（以下「担当福祉司」という。）及び(ii)受講者が行ったスーパーバイズに対するメタスーパーバイズを行う指導的職員をあらかじめ選定した上で、受講者は、1回目（前期課程）の研修の内容を踏まえ、実習として、担当福祉司に対してスーパーバイズを行うこととする。

受講者が担当福祉司に対して行うスーパーバイズの期間は、1回目（前期課程）の研修終了後から2回目（後期課程）の研修開始までの間であって、最低3ヶ月間は実施するものとする。スーパーバイズは、担当福祉司が担当しているケースの理解や自らの関わり方について振り返る機会となるよう、隨時行われるものであることに留意すること。

② スーパーバイズに関するレポートの作成及び指導的職員によるメタスーパーバイズの実施等

受講者は、担当福祉司に対して行ったスーパーバイズについて別紙様式を参考としてレポートを作成し、指導的職員及び管理職員の確認を受けることとする。

指導的職員は、受講者が担当福祉司に対して、指導教育担当児童福祉司としてのスーパーバイズが実践できている点と成長を求める点という観点でレポートに所見を記載し、指導的職員は受講者に対してメタスーパーバイズを行うこととする。

なお、レポートには、受講者からスーパーバイズを受けた担当福祉司の意見も記入することが望ましい。

③ 後期課程前のレポートの提出

指導的職員によるメタスーパーバイズを受けた受講者は、指導的職員等の所見等を記載したレポートを2回目（後期課程）の研修開始までに都道府県等に提出することとする。

④ 演習におけるスーパービジョンの実施及びレポートの提出（後期課程後）

2回目（後期課程）の研修の演習においては、受講者から提出されたレポートに対してスーパービジョンを実施するものとする。演習におけるスーパービジョンの実施方法はレポートの内容や研修受講者数等を踏まえ、例えば、受講者同士によるスーパーバイズ（ピアスーパービジョン）や少人数のグループのスーパーバイズ（グループスーパービジョン）を実施するなど、適宜工夫して取り組まれたい。

なお、SV任用前研修の演習に関する「科目」、「コマ数」及び「時間」については、現行からの変更はない。

⑤ 後期課程後のレポートの提出

受講者は、2回目（後期課程）の研修終了後において、上記④において提出したレポートについて、後期課程でのスーパービジョンを踏まえて必要な事項を記入した上で、改めて都道府県等に提出することとする。

(5) 研修の修了評価

SV 任用前研修の修了評価については、都道府県等が、研修内容の講義及び演習の全科目の受講、上記（3）の筆記試験の合格及び上記（4）のレポートの提出を確認した上で行うこととする。

なお、現行の SV 任用後研修と同様、研修の一部の科目を欠席等により受講できなかつた場合には、当該科目について年度内または次年度において再度受講することで、研修を修了したこととし、当該科目について近隣の都道府県等で実施する研修に参加し受講した場合でも研修を修了したこととして差し支えない。ただし、その場合でも任用要件を満たすのは、再度受講により全ての研修を修了した段階となることに留意されたい。

2 現行の SV 任用後研修の実施主体について

現行の SV 任用後研修については、都道府県等を実施主体としているところであるが、児童相談所の設置を目指している市又は特別区において、令和3年度中に SV 任用後研修を受講し、令和4年4月時点で指導教育担当児童福祉司を配置することができるよう、児童相談所設置市として指定される以前でも、SV 任用後研修を実施できるものとする。当該市区が実施した SV 任用後研修の受講者は、当該市区が児童相談所設置市として指定された後に、SV 任用後研修の再度の受講（児童相談所設置市としての指定が令和4年4月以降においては SV 任用前研修の受講）は不要とする。

ただし、SV 任用後研修の受講者であっても、当該市区が児童相談所設置市として指定されるまでに時間を要した場合は、子どもを取り巻く状況等を再認識するため、SV 任用前研修を受講することが望ましい。

以上

別紙様式 令和 年度指導教育担当児童福祉司任用前研修 レポート様式例

受講者番号	受講者氏名	所属機関名
-------	-------	-------

研修受講者について		
性別	男・女	
児相経験	通算：児童相談所	年（うち児童福祉司経験 年）
職種	事務職・福祉職・心理職・その他（ ）	

担当福祉司について		
性別	男・女	
児相経験	通算：児童相談所	年（うち児童福祉司経験 年）
職種	事務職・福祉職・心理職・その他（ ）	

スーパーバイズを行ったケースの概要				
ケース仮名	性別	受理時年齢 歳（学年 ）	現在の年齢 歳（学年 ）	ケース種別 * ○をつけてください ・虐待（重複可） （身体的・性的・精神的・心理的） ・その他

主訴（相談経路と相談内容） [新規ケース・再受理ケース] * ○をつけてください

初期対応の経過（簡潔に）	
--------------	--

ジェノグラム（3世代以上、年齢も記入）	家族の現況（職業、言動の特徴等、診断や疾患名、家族間の関係性等を記載） 本児： 母： 父： 世帯の現況（経済状態、住居の形態（戸建て・アパート等））
---------------------	--

家族の生活歴と子どもの生育歴 (親の被虐待歴、最終学歴、職歴、転居歴、結婚歴、出産前後の様子等の生活歴と本児の誕生から受理までの生育歴)

事例の経過（実際の月日だけでなく子どもの年齢・学年も記入してください）

ケースの課題と見立て（スーパーバイズを行う立場として記入してください）

スーパーバイズの経過（＊研修受講生が「実習」として関わった時期を明記してください。）

時期	出来事	担当福祉司の対応や様子	担当福祉司に実施したスーパー バイズの内容とその理由
X年 ○月○日			

スーパー・バイズの実践を踏まえて

本ケースをレポートとして

選んだ理由

担当福祉司の課題・強みと担当福祉司への指導・支援方針

スーパー・バイズによる担当福祉司の変化、課題、今後の指導・支援方針

本ケースにおいて、指導的職員からメタスーパー・バイズを受けた事項

(事例の取り扱いについて、担当福祉司へのスーパー・バイズについて)

スーパー・バイズを実践してみて気づいたこと、課題と感じたこと

本研修の後期課程におけるスーパービジョンで特に検討したい事項

指導的職員、担当福祉司の所見等

指導的
職員

役職：

担当福
祉司

後期課程におけるスーパービジョンを踏まえて ※研修修了後に記入

①後期課程におけるスーパービジョンにより気づいた点

②指導教育担当児童福祉司任用前研修の全科目を受けて、変化・成長があったと思う点

③自分が指導教育担当児童福祉司の役割を果たすまでの課題だと気づいた点

④今後、指導教育担当児童福祉司（候補者）として、具体的に取り組もうと思っていること